2　第五条第一項の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項（当該国外財産の価額を除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該財産債務調書への記載を要しないものとする。

3　前項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）

第六条の三　第六条第一項の規定は、財産（前条第二項の規定により財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは債務に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税（次項において「財産債務に係る所得税」という。）又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第一項の提出期限をいう。次項において同じ。）内に税務署長に提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての前条第一項の規定による記載があるときについて準用する。

2　第六条第二項の規定は、財産債務に係る所得税に関し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）について準用する。

3　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第七条第一項中「又は国外証券移管等調書を」を「若しくは国外証券移管等調書を」に、「為替取引又は」を「為替取引若しくは」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第二項中「、国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「、当該国外財産調書」の下に「若しくは財産債務調書」を、「（当該国外財産調書」の下に「又は財産債務調書」を、「の国外財産」の下に「若しくは財産及び債務」を加え、同条第三項中「又は国外財産調書」を「、国外財産調書又は財産債務調書」に改める。

第十二条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「又は」を「、山林所得の金額又は」に改め、同条第三項第十二号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同項第十五号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六　青色申告書　法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。

第二条第三項第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十九号とし、同項第三十一号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十六号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項に次の一号を加える。

三十六　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

第十条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める。

第十条の二の三第一項及び第三項中「第二十六条」を「第三十六条」に改める。

第十条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の二第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三の三第一項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の三の三第二項中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

第十条の四第一項中「前三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加え、「の額として」を「調整前事業所得税額」に、「の額（」を「調整前事業所得税額（」に、「不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として」を「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額）に、「第十条の五の三第四項」を「第十条の五の二第四項」に改め、「、「又は第十条第八項第五号」とあるのは「若しくは第十条第八項第五号」と」を削る。

第十条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第三項中「第十条第八項第三号」を「第十条第六項第五号」に改め、「及び同法第十条の二」を削り、同条第六項を削る。

第十一条第一項中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する」を「中小事業者である」に改める。

第十一条の三の二中「第十一条の三の二」を「第十一条の三の三」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

第十一条の三の二　個人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額